

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成26年8月5日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

フロンティア不動産投資法人

執行役員 永田 和一

東京都中央区銀座六丁目8番7号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルタウン丹波口駅前店

京都市下京区中堂寺坊城町60番, 61番

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	(仮称) ベルタウン丹波口駅前店 (A地)	ベルタウン丹波口駅前店

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	フロンティア不動産投資法 人 執行役員 亀井 浩彦	フロンティア不動産投資法 人 執行役員 永田 和一
------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

(3) 変更年月日

ア 大規模小売店舗の名称

平成26年6月17日

イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成26年4月1日

3 届出年月日

平成26年7月15日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成26年8月5日(火)から平成26年12月5日(金)まで(京都市の休日  
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成26年12月5日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)